

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と民間機関等との共同研究の間接経費の額に関する細則

令和2年3月25日
細則第 1 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学と民間機関等との共同研究取扱規程（平成16年規程第29号）第4条第4項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）と民間機関等との共同研究の間接経費の額に関し必要な事項を定める。

(間接経費の額)

第2条 民間機関等が特定非営利活動法人又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業の場合、間接経費の額は、直接経費の20%に相当する額とする。

2 本学が、やむを得ない事情があると認める場合は、間接経費を減額又は免除することができるものとする。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。